

## 持続可能な電力システム構築小委員会中間とりまとめ(案)に対する意見

### 意見 1 配電事業ライセンスの導入対象エリア選定について

#### 【該当箇所】

P.16 Ⅲ.(1)(b) 配電事業ライセンスの導入

#### 【意見】

4行目の文章を以下の通り変更する。

「配電事業の参入時の審査においては、国が事業者の適格性を確認することに加え、社会コスト(配電事業参入地域の発展による社会的利益増に対し、一般送配電事業者、配電事業者のみならず、需要家等を含めた電力システム全体としてのコスト)の増大を防ぐ観点から、収益性が高い配電エリアが切り出されることで他のエリアの収支が過度に悪化すること(いわゆる「クリームスキミング」)が生じないことを確認することも重要であり、そのための詳細な基準について今後更なる検討を進めていくべきである。」

※「配電事業参入地域の発展による社会的利益増に対し、」、「過度に」を追加。

#### 【理由】

配電事業ライセンス導入はマイクログリッド普及拡大の画期的な制度であり、大いに賛同する。しかし、公平性を保つため「クリームスキミング」回避を過剰に意識しすぎると新たなビジネスの普及を阻害する可能性があると考えます。

従って、収益性の高い配電エリアであっても、コスト効率化やレジリエンス向上の観点から意義が大きければ選定すべきと考えます。

平成27年8月国交省大都市戦略委員会が策定した「大都市戦略」にも、「災害時において必要なエネルギーが供給され、街区規模で業務継続性が確保される地区(BCD)の構築を推進することが、当該地区がもつ魅力の向上や、国際競争力の強化においても重要であり、エネルギーの自立化・多重化に資する面的ネットワークの形成が今後の課題である。」(P.13)とされている。大都市部において分散電源を活用し、平時は主要系統と接続しつつ街区の低炭素化を図るとともに、災害時は自営線とともに独立運用を行うことが可能となるマイクログリッドの形成を推進することは、わが国の経済発展と国際競争力の向上においてきわめて重要である。

## 意見 2 アグリゲーターライセンスの導入の考え方について

### 【該当箇所】

P17 Ⅲ(2)(a)アグリゲーターライセンスの導入

### 【意見】

下9行目の文章を以下の通り変更する。

「規制の範囲については、一般送配電事業者、特定送配電事業者及び配電事業者に対して卸供給を行うアグリゲーターのみに対して事業ライセンスの取得を求め」

※規制の範囲につき、小売電気事業者に対して卸供給を行うアグリゲーターを削除

### 【理由】

電力システム改革による各種の制度変更がなされる中、アグリゲーションビジネスは黎明期にあり、いまだ形態として十分に確立されたとは言い難い。アグリゲーションビジネスは、広い意味では多数のユーザの保有する発電設備や電力消費機器を一定の目的のもとに制御し、価値を生み出す行為の一形態ととらえることができ、電力取引と合わせて省エネ、低炭素化、省コストなど様々な価値を同時に達成することを目指すビジネスとなることも想定される。これは、第5期科学技術基本計画において掲げる「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」たる Society5.0 の姿でもある。

電力アグリゲーションビジネスについていえば、より簡易な形態としてユーザが保有する機器(発電機、空調機等)に対し単に発停や出力調整のみを行い、ユーザや小売電気事業者に対しその対価をやり取りする形態も考えられ、電力計による計量を介さない場合も想定される。アグリゲーターを電気事業法の型にはめ、ビジネス形態を制約することは、アグリゲーションビジネスの発展を妨げるおそれがあり、更にはアグリゲーターを通じた持続可能な電力システム構築やわが国の新たな産業発展の芽を摘み取ってしまわないかと懸念する。競争環境にある事業者同士のビジネス、すなわち小売電気事業者に対してのみ卸供給を行うアグリゲーターについては規制の適用外とし、アグリゲーションビジネスの発展、ひいては Society5.0 の実現を促すことが肝要と考える。

また、「自家発電等の分散リソースを広く供給力として国が把握する」(P17 14 行目)との記載があるが、あらゆる分散リソースに関わる課題であり、アグリゲーションビジネスに参加する分散リソースがそれほど多くはない中、アグリゲーターに係るリソースのみ把握しようとしても目的は達成されないと考える。

更に、「家庭用のエネルギーリソースを活用したアグリゲーターの新規参入に当たっては、サイバーセキュリティの確保が必要と考えられるところ」(P17 21 行目)についていえば、アグリゲーションビジネスに限らず、設備の遠隔制御と監視を行うビジネス全体に関係する課題であり、わが国の IT 産業の健全な発展を図るとの目標を展開し、実現を図るのが望ましいと考える。

### 意見 3 電力計量制度の合理化への提案(差分計量の認定)

#### 【該当箇所】

Ⅲ. (2)(b) 電力計量制度の合理化

#### 【意見】

(P17 下1行目)「現行の電気計量制度では、全ての取引に係る電力量の計量について、計量法(平成4年法律第51号)に基づく型式承認又は検定を受けた計量器を使用することが求められており、以下の課題を踏まえた電気計量制度の合理化の必要性が高まっている。」の下に、以下を追加「計量法では、複数の電力量計の差分の値を、電力量の証明・取引に使うこと(差分計量)は原則認められていないが、需要家ニーズもある中、差分計量が認められないことで、追加的に計量機器を設置することで、かえって需要家にとって不利益となる場合がある。」

#### 【理由】

新たな取引ニーズに基づく電力計量制度の合理化については、単に計量器の問題だけでなく、差分計量の禁止など、制度に起因する問題も含まれている。このことは、第22回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 資料8「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会持続可能な電力システム構築小委員会における検討について」(P23)の中で提起されている内容であり、計測器や計測精度に関する規制と相まって重要な点として、中間まとめにも記載すべきものとする。